平成２６年（フ）第４１号
松江市東出雲町下意東952番地　湯田住宅210、前住所松江市東出雲町下意東3148番地1
債務者　下田久美子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０３号
愛知県知立市東栄１丁目34番地１　クレセント東栄Ｉ101号、前住所静岡県掛川市大坂620番地の１　エステートさぎたＢ102
債務者　高橋　一弘
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１１２号
大阪府八尾市竹渕西５丁目119番地アサヒハイツ201号
債務者　黒島　三博
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３１号
大阪市西成区天神ノ森１丁目４番２号　岸里マンション306
債務者　梶原　佳奈
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６９号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目１番23―205号北井マンション
債務者　松下　和美（旧姓伴）
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７号
奈良県大和高田市土庫１丁目14番37号
債務者　服部美枝子
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
岐阜県大垣市南高橋町２丁目61番地
債務者　小林　　浩
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―８―401
債務者　川村まさみ
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
千葉市中央区東千葉１丁目３番１棟711号
債務者　笹本　桂吾
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
千葉県船橋市坪井東１丁目16番19号　青春荘102号
債務者　奥山　春彦
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
静岡県富士市津田町153番地の６　井出ビル202号
債務者　日向　力造
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４４１号
奈良県天理市守目堂町31番地　市営13号
債務者　田中　秀二
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６８号
奈良県大和郡山市九条町1150番地
債務者　野村　宗敬
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
千葉県柏市塚崎1283番地７
債務者　高橋　一隆
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１２号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番７―603号
債務者　阿部　　覚
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７９０号
宮城県宮城郡利府町青山３丁目31番地７
債務者　葛原　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
仙台市宮城野区出花３丁目28番地の６　ファミーユ中野207、従前の住所仙台市泉区松陵３丁目57番地の３
債務者　橋本　秀治
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係